

富山県森林整備工事競争入札参加資格審査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する森林整備工事の競争入札に参加する者の資格審査等について必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者資格審査委員会)

第2条 資格審査等を実施するため、富山県森林整備工事入札参加者資格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 森林整備工事の競争入札に参加する者に必要な資格の決定
- (2) 資格審査方法の決定
- (3) 森林整備工事競争入札参加資格審査申請があった者の資格審査
- (4) その他資格審査に関する事項

(委員会の組織及び運営)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長 農林水産部長
- (2) 副会長 農林水産部次長
- (3) 委員 農林水産企画課長、森林政策課長及びその他会長が必要と認めた者

2 会長は、会務を総理するものとし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

3 委員会は2年に1回定例委員会を開催するものとし、会長が必要と認めたときは、臨時に委員会を開催することができるものとする。

4 委員会は会長が招集する。

5 委員会は構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 委員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(資格審査)

第5条 審査会は森林整備工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成24年富山県告示第332号。以下「告示」という。)第3条各号に該当し、告示第4条第2項に該当しない者について以下の各項目について審査するものとする。

2 森林整備工事競争入札参加資格の審査の項目及び基準は、次表のとおりとする。

審 査 項 目		基 準 等
定款、登記事項証明書による審査	(1) 法人格	告示第3条に規定する法人格を有することの確認
納税証明書による審査	(1) 県税の納付状況	未納、滞納がないこと

申請書等 による審 査	(1)経営状況 ・ 自己資本等の額 ・ 年間売上高 ・ 経営比率 ・ 営業年数	経営状況の確認
	(2)施工実績	施工能力の確認
	(3)従業員等の内訳 ・ 雇用期間別従業員 ・ 技術職員内訳	施工能力の確認 (業務管理者、専門技術者、技術作業員を有することを森林整備工事技術者名簿にて確認する。)
	(4)社会保険等への加入状況	加入が義務付けられている各種保険及び年金制度等に参加していること (小規模等の法人は対象外)
	(5)労働安全衛生管理体制等の状況 ・ 安全衛生管理体制 ・ 労働基準監督署等からの指導 ・ 労働災害発生件数	法令等で義務付けがされている資格者を有すること 当該署等から受けた重要な指導の有無の確認 労働災害発生の有無についての確認
	(6)林業機械保有台数	業務を実施するために必要な機械を保有していること(台数不問)
	(7)参考資料	(審査項目・基準ではないが、社会的評価、技術力等を確認)

3 建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出することにより、前項に規定する審査のうち一部を省略することができる。

(森林整備工事競争入札参加資格者名簿)

第6条 資格者名簿は、関係室課長及び出先機関の長その他必要と認めるものに送付する。

2 何人も公表している箇所を除き、資格者名簿を一般に公表してはならない。

(入札参加資格の取消し等)

第7条 入札参加資格者が告示第9条の各号のいずれかに該当すると認める場合、又は明確な虚偽申請が確認された場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消された場合は、当該者に対してその旨を通知する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。